

## 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う条例改正及び歳入歳出予算の補正について

### 条例改正案及び補正予算案の概要

平成 26 年 4 月 23 日に「次代を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布されました。

本改正法により、「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されるとともに、父子家庭に対する福祉の措置に関する規定が新設され、父子家庭に福祉資金を貸し付ける制度が創設されます。

当該規定は平成 26 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、「横浜市特別会計設置条例」及び「横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例」の一部を改正するとともに、父子家庭への貸付に必要な歳入歳出予算を増額補正します。

### 1 市第 59 号議案 横浜市特別会計設置条例の一部改正

#### (1) 条例改正の概要

「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されることに伴い、「横浜市母子寡婦福祉資金会計」の名称を「横浜市母子父子寡婦福祉資金会計」に変更します。

#### (2) 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日

### 2 市第 64 号議案 横浜市母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部改正

#### (1) 条例改正の概要

「母子及び寡婦福祉法」の一部改正により、父子家庭に対する福祉の措置に関する規定が新設されることに伴い、市が身元保証する母子家庭児童等に、「配偶者のない男子が扶養している児童」を加えます。

#### (参考) 身元保証の内容

- ・母子家庭児童等が就職しようとする際に、申請により市長が身元保証人となる。
- ・母子家庭児童等を採用した雇用主が市長と身元保証契約をした場合は、被保証人の故意又は重大な過失によって雇用主に業務上の損害を与えた際の保証をする。

#### (2) 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日

### 3 市第 88 号議案 平成 26 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）

#### 一般会計歳入歳出予算の補正

<単位:千円>

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	その他	市債	一般財源
17款1項6目 母子寡婦福祉 資金会計繰出金	母子寡婦福祉 資金会計繰出金	11,875	0	0	0	0	11,875
		◆法律の改正により、父子家庭に福祉資金を貸し付ける制度が創設されることに伴い、システム改修を行う必要があるため、母子寡婦福祉資金会計繰出金を増額し、一般会計から母子寡婦福祉資金特別会計の父子福祉資金事務費へ繰出しを行う。					
合 計		11,875	0	0	0	0	11,875

### 4 市第 89 号議案 平成 26 年度横浜市母子寡婦福祉資金会計補正予算（第 1 号）

#### 母子寡婦福祉資金会計歳入歳出予算の補正

<単位:千円>

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	その他	市債	一般会計 繰入金
2款1項1目 父子福祉資金 貸付金	父子福祉資金 貸付金	8,448	0	0	8,448	0	0
		◆父子家庭への貸付金(8,448千円) 〔貸付対象者〕 ・配偶者のない男子で児童(20歳未満)を扶養している者 ・配偶者のない男子に扶養されている児童(修学資金など一部資金に限る) 〔資金の種類〕 ・修学資金、就学支度資金など12資金(母子寡婦福祉資金と同じ)					
2款2項1目 事務費	父子福祉資金 事務費	11,875	0	0	0	0	11,875
		◆事務費(11,875千円、一般会計からの繰入金) 父子家庭への貸付に対応するため、福祉保健システムの改修を行う。					
合 計		20,323	0	0	8,448	0	11,875